

第26回三原市都市計画審議会 議事概要

- 1 開催日時 令和8年1月15日(木) 9時30分開会 11時2分閉会
- 2 開催場所 三原市役所本庁3階 会議室304・305・306
- 3 出席委員 16人(欠席0人)
渡邊 一成、谷川 大輔、藤原 聖士、増田 洋一、花山 哲男、
田中 裕規、角広 寛、村上 真以、石井 克昭、小林 香代、
久富 浩二、古居 隆(岡田 浩実代理)、松尾 武和(梶江 斉代理)、
田坂 礼人、大貫 祝子、榎田 沙希

4 議事概要

(1) 三原市都市計画審議会会長の選出について

指名推薦により会長を渡邊 一成 委員とすることに決定した。

職務代理者として、谷川 大輔 委員が指名された。

議事録署名委員として、石井 克昭 委員・大貫 祝子 委員が指名された。

(2) 第1号議案 備後圏都市計画下水道の変更(三原市決定)について

原案どおり承認された。

※質疑応答

Q 備後圏都市計画下水道 三原公共下水道に、新たに処理区域を編入することに伴う収支について、どのように考えているのか。

A 現在、新たに編入する処理区域の隣接道路にすでに污水管が埋設されており、企業側が宅内の汚水の処理施設を整備し管渠(かんきょ)に接続すれば利用可能な状態であることから、市として十分利益が上がるかと考えている。

(3) 第2号議案 備後圏都市計画防砂の施設の変更(三原市決定)について

原案どおり承認された。

※質疑応答

Q 砂防指定地の指定解除の手続きが進められているとのことだが、これは誰が進めているのか。

A 広島県東部建設事務所三原支所が、砂防指定地に指定されている一部区間の解除という案件で進めている。

Q 防砂の都市計画施設の廃止のタイミングについて、広島県の砂防指定地の指定解除の手続きが完了するしないし完了が見込まれるタイミングでの手続きになるかと思うが、広島県との調整はどのような状況か。

A 同日告示を予定しており、広島県東部建設事務所三原支所と連携をとって進めている。都市計画の効力を発揮する日についても現在調整中である。

Q 西野川の付け替えに伴い、川自体が大きくなるのか。また、安全性等は向上するのか。

A 西野川の詳細設計については、現在広島県が設計中であり、2月中に地元へ事業説明を実施する予定となっている。安全性についても、流量計算等を実施するとともに、河川の断面についても現在より確保する予定であることから、安全性は向上する予定である。

(4) 第3号議案 三原市立地適正化計画の改定について

原案どおり承認された。

Q 浸水の危険性が高いエリアが居住誘導区域に含まれているがなぜか。

A 浸水エリアについて、三原市の中心市街地は幅広く災害ハザードが指定されており、これを除外すると居住誘導区域を指定する面積が大幅に狭まる。また、現に浸水エリアには商業施設や病院が多数存在していること、気象予報などにより浸水時の事前の避難も可能ということから、居住誘導区域として指定している。

Q 本計画は、平成30年豪雨の各地被害状況を踏まえたうえで作成しているとの認識でよいか。

A 浸水エリアでは広範囲に及び、すでに市街地に形成されていることから、浸水エリアを除外しての居住誘導区域の設定は現実的に困難な状況である。よって、居住誘導区域における災害リスクを可能な限り回避あるいは低減させるため、様々なハード・ソフト対策によって防災・減災対策を計画して実施するよていである。

Q (居住誘導区域等の)線引きも大切ではあると思うが、厳密な線引きをする必要がはたしてあるのか。

A 居住誘導区域については、公共交通サービス等によりアクセスが容易な地域、または、生活サービス施設が集積する区域を維持することを目的に設けている。強制力があるものでなく、長期的な視点で居住を誘導するというものであり、市民の生活を守るためにも、都市計画の変更のみならず関係部署と連携をとりながら施策を進めていく。

Q 居住誘導区域を旧三原市で設定すると、久井町、大和町、本郷町にいずれは人がいなくなるのではないかと危惧している。広範囲で人が生活できる環境を維持しないと、人口減少に結びつくのではないか。

A 三原市では、立地適正化計画の策定にあたり、当初から立地適正化計画区域外の地域について既存集落と定め、市全体で定めた拠点を中心に居住できるよう地域づくりするよう記載している。

Q 円一エリアの広場の再整備について、夏場など温暖化に対する対応はどのように考えているのか。

A 円一エリアの広場の再編整備については、これから計画を立てる段階であり、市民の方からいろいろな意見を取り入れ、夏場でも利用してもらえるような広場としたいと考えている。